

汚染土壌処理業許可証

兵庫県尼崎市東浜町1番地の1
 関電ジオレ株式会社
 代表取締役社長 柴垣 雄一

土壌汚染対策法 第23条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市 市長 稲村 和美



許可の年月日	平成25年8月20日		
許可の有効期限	平成27年4月7日		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	関電ジオレ株式会社本社工場		
汚染土壌処理施設の設置の場所	尼崎市東浜町1番地の1		
汚染土壌処理施設の種類の	①浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) ②浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着)) ③浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解)) ④分別等処理施設(異物除去) ⑤分別等処理施設(含水率調整)		
汚染土壌処理施設の処理能力			
	①浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))	15t/h	360t/24h
	②浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着))	20t/h	160t/8h
	③浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))	4.6t/h	110t/24h
	④分別等処理施設(異物除去)	315t/h	2,520t/8h
	⑤分別等処理施設(含水率調整)	315t/h	2,520t/8h
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	①浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))		
	受け入れられる特定有害物質	水銀及びその化合物、PCBを除く第二種及び第三種特定有害物質	
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする	
	②浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着))		
	受け入れられる特定有害物質	第一種特定有害物質	
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする	
	③浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))		
	受け入れられる特定有害物質	PCBを除く第一種、第二種及び第三種特定有害物質	
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする	
	④分別等処理施設(異物除去)		
	受け入れられる特定有害物質	PCBを除く第一種、第二種及び第三種特定有害物質	
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする	
	⑤分別等処理施設(含水率調整)		
受け入れられる特定有害物質	PCBを除く第一種、第二種及び第三種特定有害物質		
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする		
変更の内容	平成22年4月8日 当初許可(浄化等処理施設及び分別等処理施設) 平成23年7月6日 変更許可 平成25年8月20日 変更許可(浄化(抽出-化学脱着)の追加)		